

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

供述者 眞崎 甚三郎

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上
次ノ如ク供述致シマス

一私は元陸軍大將真崎甚三郎であります。

一私は昭和七年一月十四日より八年六月十九日迄参謀次長を勤め後軍
事参議官同九年一月より十年七月十六日まで教育總監を勤め其後軍
事参議官を拜命十一年三月以降備役に編入されました。

一私が参謀次長に就任した時は参謀總長は閑院宮殿下で陸軍大臣は荒
木貞夫中將でありました。

一私は着任と同時に荒木陸相より當時の内閣外の情勢に就いて大要左
の意味の話がありました。

現下内外の形勢は容易でない。国内には多くの不祥事件があり國際
聯盟との關係はよくない、滿洲に關しては前内閣で不濟大方針を表
明したが事變は悪化の一路を辿つた。此の儘の状態では推移すれば日
支の本格的戦争へ發展する危険があるから萬策を盡して事端を速か
に收拾する必要がある。

自分(荒木)の大臣就任の時は錦州方面は危機に頻して救援をせね
ば、民留民も軍も危い有様であり外交交渉は行詰り危険は増し、關
東軍も苦しんで居たので政府は已むなく民留民の保護と自衛の爲之
れが肅正をするに決したので参謀本部は關東軍に指示し漸く肅正を
終つた許りである。今後は挑戦せられざる限り兵を動かす事もな
らうと思ふが一つ共に早く小範圍の地域で戦亂を終熄する様に努力

したい、又政府は方針として張學良が治安を今尙攪亂して居る有様で相手は張學良に限られ従つて其行動範圍も萬已むを得ざる時でも彼れの權力支配下の地域を出でてはならないと云ふ事に定められたからこれも心に置き嚴肅に軍を統制して貰ひたいと云ふ事であつた

又就任の際前次長よりも略同一内容の申繼がありました

私の參謀次長就任當時犬養總理にも會見したが總理は主として我國政治上の困難なる立場に於る實情を説明され其他は大體荒木陸相の話と大差なき話であつた彼の奉勅命令を以て滿洲から撤兵する考を持つて居らるゝ様な話は少しも無かりしのみならず斯る話は他からも聞いた事はなかつた

私は以上陸相及總理の談を其の都度總長殿下に報告し其の御承認を得て荒木陸相から傳へられた政府の方針通り處理しつゝあつた時二月初め突如海軍の要望と内閣の要求により海軍救護と居留民保護の爲上海へ急速派兵する事となつた。遂初から陸相の切なる意見もめり其の意見通り救護目的以外に涉らぬ様充分に注意し植田師團長も此の意を体し無血を以て目的を遂げる様先づ聲明を發し相手の反省を求めた。

然るに相手は却つて準備を加へ作戰上困難を増し稍もすれば日支全面衝突となり兼ねない状態となつたので已むを得ず作戰課長に小畑

敏四郎大佐を起用し作戰部の陣容を整へ作戰本位として急速事態收拾を目的として増兵を決せられた。そして第二次増援の先頭兵團揚子江河岸の七了口に上陸するや十九路軍は退却して豫定線外に出たから直ちに停戦値か三日且つ僅少の死傷を以て作戰は終つた。其後將來の安全の爲協定が出来た。協定には當分一部兵力駐屯の権利があつたが、陸相の方針もあり意見全く一致し速かに全部の撤兵をなすこととし協定後一ヶ月以内に全陸軍を撤退せしめた。

一、ホロンバイル及熱河作戰は日滿議定書に基く關東軍の任務であつてホロンバイルは蘇炳文を熱河は湯玉麟を中心として治安擾亂運動絶えざりし爲、遂に議定書に基く日滿兩軍の作戰となつたのである。當時滿洲國承認後でもあり最初の方針以外に逸脱する事が無い爲作戰上は非常なる苦境があつたが、前者は幸ひソ聯の好意に依り、目的を遂げ後者も長城線に止まることに努力し幾多の作戰上の不利がありしも此の方針を出先軍に示し一度は前進したのを引返さしめ次いで急速に停戦爾後塘沽協定で兵亂は完全に收拾し得た次第である。一、荒木陸相は滿洲事變を最も心配したる一人であつた。けに異常の決意を以て之が收拾に當り遂に塘沽協定成るや直ちに國際調整と國內の整頓をなして全般時局の安定を圖らんと之に着手し國內問題としては日本本來の教へに基き陛下の御仁愛の徳を盛にし外は國際的平

和會議を促進して今日まで悪化せる國際問題を正道に戻らしむる様努力してゐる事を機會ある毎に私にも話して居た。

一、滿洲國獨立の氣運は私が次長に着任した時には現地に於ては相當地方民の熱望が盛んとなつて居た。參謀本部は此の問題は政治問題であるから干涉しない方針をとつてゐた。荒木陸軍大臣も極めて慎重なる態度で全然干涉を避け外務省の意見と現地の實情とに基づき政府の決定に従つて居た。此間參謀本部は唯現地治安の確保に惠念して居た。

一、國際聯盟に對する荒木陸相の考は明瞭で閣議においては十分に説明し脱退もしない事に決り陸相は飽迄も聯盟を説得すべき意見も用意して居た。又陸相は何よりも滿洲の治安回復が第一である。これさへ出来れば國際的にも必ず日本の立場を了解せしめ得ると強く信じて居た。

一、荒木陸相は陸軍の軍備に就いては數量より精兵主義を取り、歐洲大戰後の落伍を回復せしめて大戰當時の型迄追いつかんと努力し國防觀には自己の理想を持ち一切が道義中心であつた。又特に將校の素質向上其の徳性涵養には終始意を用ひて居た。

一、荒木陸相は當時青年將校が、既に時局に憤慨して相當事件を起して荒んで居たから、彼等の氣持を落ち着け其純眞なる性質を歪まない様に一意軍務に従はしめようと最も心を用ひ、陸相固有の純眞を打ち込み時を惜しまず説得せしめて居た。それで何れも次第に落着きを見せ

Def, Doc# 1162

五、一五事件には陸軍將校は一人も加はらなかつた。

昭和二十二年（一九四七年）八月二十五日 於市谷極東國際軍事裁判所

供 述 者 眞 崎 甚 三 郎

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於

立 會 人 眞 崎 高 明

宣
誓
書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

署名捺印 眞 崎 甚 三 郎